

令和4年10月17日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長
様

市 長

令和5年度予算編成方針について

本年8月に総務省が示した「令和5年度の地方財政の課題」では、経済財政運営と改革の基本方針2022のとおり「新経済・財政再生計画等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と示された。

令和5年度地方財政収支の仮試算では、歳入をみると地方税等は、45.0兆円で前年比2.6%の増加、出口ベースでの交付税総額は、18.2兆円で前年比0.8%の増加、臨時財政対策債は1.3兆円で前年比26.9%の減少としており、歳入全体では91.6兆円で前年比1.2%の増加となっている。また、同時に公表された地方交付税の概算要求の詳細では、国税4税の法定率分等は5.3%の増加、地方法人税の法定率分では11.5%の増加となっている。

歳出では、給与関係経費で定年引上げに伴う平準化による減少から19.9兆円で、前年比0.2%の減少、一般行政経費では、社会保障関係費の増加から42.0兆円で前年比1.4%の増加と見込んでおり、この他は令和4年度と同程度としている。

昨年度以上に国税収入は増加の見込みとなっているが、臨時財政対策債の減少と地

方税等の増額見込から、社会保障費や物価高騰への対応、また地方の独自施策を推進するためには、自主財源の確保が更に重要となることが想定される。

国内経済をみると、内閣府の月例経済報告（9月）では、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。（中略）また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としている。北海道企業経営者意識調査（9月）では、コロナの影響を受ける以前の同時期と売上を比較した場合、「減少」との回答が49.2%であった。また、原油・原材料価格高騰による経営への影響があると回答した企業の割合は94.9%であるが、「必要だが価格転嫁が全くできていない」とする企業は36.6%であった。このことから、コロナ禍に加えて、原油等の価格高騰は高い水準で影響を及ぼしており、今後価格への転嫁が進むと予想される場所である。

中期財政収支見通しでは、市税収入等は増加傾向にあるが、施設の光熱水費や、委託経費、社会保障費、DXの推進に伴う運用コストの増嵩などへの対応により経常収支の不足が見込まれる。

総合計画や総合戦略に位置づけた事業を推進し、「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現に挑戦し続けるために、収支改善の取組は必須である。このため、総合計画の目的にある『価値観を見直し、新たな視点に立って「本当に必要なもの」や「市民にできること」「行政にできること」を見極めながらまちづくりを進めていく』ことを職員一人ひとりが意識して予算編成に取り組んでいただきたい。

特に、歳入面においては、適確な課税客体の確保と収納、特定目的基金や各種補助制度の活用による財源確保、また企業誘致や移住・定住の促進など将来の財源確保に繋がる事業の推進に努めてもらいたい。また、歳出面においては、運用経費を含めた費用対効果を十分に検証することや、補助制度を含め既存の施策の転換や集約化を検討し、事業の選択と資源の集中に努めてもらいたい。

1 総括的事項

- (1) 令和5年度予算編成は、
 - ・ 臨時的経費を含めた一般財源配分方式により実施する。
 - ・ 物価高騰の影響を鑑み、一部経費について1.7%の増額配分とする。
 - ・ 歳入予算の影響を反映せずに配分額を決定する。
 - ・ 全額事業費の財源が充当されるいわゆるトンネル事業は、別途査定とする。
 - ・ 配分内経費は、原則所管課の要求を認めるので入力や積算の誤りが無いように、配分額を厳守した要求を行うこと。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の統廃合、効率化、経費の削減などの検討を進めること。行政評価の結果や事務事業評価対象事業では、部会の判断を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金の所管課により定めた活用方針に基づき、積極的に有効活用すること。
- (5) 企業版ふるさと納税制度は、地域再生計画との関連が必要であることから、関連部署と連携して活用を検討すること。
- (6) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」をあげるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。また、決算における執行残や事業実績を分析し、当初予算計上すべき金額を精査すること。
- (7) 各部配分額を超過する予算要求は一切認めない。このため各部のマネジメントによる部内の予算調整による配分額内での要求とすること。ただし、業務移管などを想定し、部間での配分額の調整は可能とする。

- (8) 令和5年度予算編成においても、引き続き市民と行政の相互理解を深めるために予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行う。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、各種税制改正や社会保障の制度改正をはじめとする様々な制度改正を進めていることから、国庫補助制度等の見直しなどに留意した上で予算要求を行うこと。

① 市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を適確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等引き続き適切な徴収管理に努めること。

② 使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則や住民負担の公平性確保の観点、他市の状況などを勘案し、料金負担を求めているものや個別に見直しを検討しているもの、減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正な額となるよう検討を進めること。

使用料・手数料については、市税と同様に賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③ 国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

④ 財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

⑤ 市債

財政運営の基本指針に基づき実質公債費比率を抑制することや、第5期総合計画期間内における建設市債残高は増加しない目標としていることから、事業費の精査や交付税措置のある市債を充当するよう、また年度間調整により将来負担の平準化・軽減に努めること。

(2) 歳出

令和5年度予算は、光熱水費や物価高騰の影響や、花の拠点運営経費負担、社会保障費の増加、市営住宅の建替え、道路・公園の生活環境改善要望への対応などが見込まれ、一層の歳出抑制が必要となることに留意すること。

① 政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランクA・B）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上要求すること。

「A」「B」ランクともに、内示額は要求可能上限額に過ぎないことから、当然にして内示額を上回る要求は在り得なく、予算査定で減額となる場合があることに留意すること。また、「B」ランクは、「条件付き実施可」であり、予算査定で実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。

② 配分対象経費の組替えについて

① を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・ 一般財源配分予算額内で組替えて要求すること。
- ・ 組替え可能経費の区分は臨時的経費を含め各部に配分された「一般財源配分」内の経費とする。したがって、「人件費、扶助費、指定管理料、債務負担、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、配分外経費として組替え対象外である。
- ・ 特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組替えること。
- ・ 臨時的要求は、一般財源配分予算の組替えにより行うこと。

- ③ 会計年度任用職員の給与・報酬・手当等の要求は基本的に、職員課により一括して要求するものとする。ただし、特別会計や企業会計、補助事業対象となる会計年度任用職員に関連する要求は担当課により、該当事業において要求することとする。
- ④ 一般会計並びに、特別会計及び企業会計における負担について、一般会計より基準外繰入を行っているものについては、ルールの積極的な見直しを行い、一般財源繰入の圧縮を図ること。
- ⑤ 様々な不確定要素により、予測が難しい又は、変動が著しい歳出予算については、適宜予算計上し対応するものとする。
- ⑥ インセンティブ予算配分について

インセンティブ予算は、「令和4年度インセンティブ予算申請に係る評価結果について（通知）」で通知した額を一般財源配分額に加算する。当該予算は、申請された事業に充当するものとし、査定は簡易なものとする。